

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
認定制度規則

第1章 総則

第1条 この制度規則（以下「規則」という）は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）定款第3条(目的)を遂行する為に一層の専門的知識と技術を有する臨床歯科医師及び歯科衛生士を育成し、地域医療に貢献することを目指す制度である。

第2条 前条の事項達成のために本会は、本会認定資格(以下「認定資格」という)を認定登録するとともに本制度に必要な業務を行う。

第2章 認定資格

第3条 本会認定制度において次の資格を設ける。

1. 日本臨床歯周病学会認定医(以下「認定医」という)
2. 日本臨床歯周病学会指導医(以下「指導医」という)
指導医は(1)本会認定医を志望する者の指導(2)地域における歯周治療の指導を行う。
3. 日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医(以下「歯周インプラント認定医」という)
4. 日本臨床歯周病学会歯周インプラント指導医(以下「歯周インプラント指導医」という)
歯周インプラント指導医は(1)歯周インプラント認定医を志望する者の指導(2)地域における歯周治療及びインプラント治療の指導(3)安全、確実なインプラント治療による患者のQOL向上の役割を担う。
5. 日本臨床歯周病学会認定歯科衛生士(以下「認定歯科衛生士」という)
6. 日本臨床歯周病学会指導歯科衛生士(以下「指導歯科衛生士」という)
指導歯科衛生士は歯科衛生士及び認定歯科衛生士の教育、指導、育成を行う。

第3章 認定審議委員会

第4条 本会に次の事項を審議するための認定審議委員会(以下「審議委員会」という)を置き、次の業務を行う。

- (1) 認定医、指導医申請者の審査、認定に関する事項
 - (2) 歯周インプラント認定医、歯周インプラント指導医申請者の審査、認定に関する事項
 - (3) 認定歯科衛生士、指導歯科衛生士の審査、認定に関する事項
 - (4) 日本臨床歯周病学会認定研修施設と教育項目の審査及び認定に関する事項
 - (5) 認定医及び指導医、歯周インプラント認定医及び歯周インプラント指導医、認定歯科衛生士及び指導歯科衛生士の更新に関する事項
 - (6) 日本臨床歯周病学会認定制度の認定資格喪失に関する事項
2. 審議委員会は、本会の指導医、歯周インプラント指導医で構成され、その選出は委員会設置規則準第5条に準じる。
3. 審議委員の任期は本会理事の任期と同じとし、2年毎に半数を交代する。

第5条 審議委員会の構成

審議委員会に委員長1名、副委員長3名、審議委員10名を置く。

2. 委員長は審議委員会の会務を総括するとともに、審議委員会を開催する。

3. 副委員長は委員長を補佐し、各々、認定医・指導医担当、歯周インプラント認定医・歯周インプラント指導医担当、認定歯科衛生士・指導歯科衛生士担当とする。また委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4. 審議委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。

第6条 審議委員会には必要に応じて小委員会を置くことができる。

2. 小委員会の目的、業務および委員定数は審議委員会で決定する。

第4章 認定資格の認定及び登録

第7条 各認定資格の認定を受ける者は別に定める各施行細則に従って受験する。

第8条 審議委員会の審査により、各認定試験に合格した者は理事会の承認を経て、各認定資格を本会から認定登録する。ただし認定歯科衛生士に関しては、その際、正会員若しくは準会員Bへの変更手続きを済ませなければならない。

2. 各認定登録料の納付を確認後、認定証及び生涯研修記録簿を合格者へ交付する。

第5章 研修施設及び教育項目

第9条 研修施設の指定等は、審議委員会の審査を経て理事会が決定する。

第10条 研修施設は次の要件を備えており、かつ、本会において認定された施設とする。

(1) 指導医が一名以上いること。

(2) 教育研修の実施に必要な設備、人員を有していること。

(3) 本会が認める研修カリキュラムを実施していること。

2. 研修施設の認定を申請する責任者は、次の各号に定める書類を審議委員会に提出しなければならない。

(1) 研修施設申請書

(2) 研修施設の概要

(3) 指導医の在籍証明書

(4) 研修カリキュラム

審議委員会が必要と認める場合は、当該施設の実地調査をすることができる。

3. 研修施設は5年毎に更新を受けなければその資格を失う

第11条 規則第10条に規定する研修カリキュラムは次の各項を含む。

1. 歯周組織の構造と機能
2. 歯周病の病因と分類
3. 歯周病の検査、診断、治療計画の立案
4. 歯周基本治療
5. 歯周外科手術
6. 歯周病患者の補綴処置
7. 高齢者と有病者の歯周治療
8. メインテナンス又はSPT
9. 歯周病患者におけるインプラント治療

第 12 条 教育内容はそれぞれ以下の通りとする。

認定医・指導医：

歯周病学の基礎と臨床を有機的に結び付けた歯周病の診断と治療。

歯周インプラント認定医・歯周インプラント指導医：

歯周病学の基礎と臨床を有機的に結び付けた歯周病の診断と治療、及びインプラントに関する学識とインプラント治療に必要な診断及び治療。

認定歯科衛生士・指導歯科衛生士：

歯周病の予防と治療の技術習得。

第 6 章 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会生涯研修

第 13 条 各認定資格を有する者は本会の主催する生涯研修等に参加しなければならない。

第 7 章 認定資格の更新及び資格喪失

第 14 条 各認定資格は、取得後 5 年毎に更新の手続きを必要とし、更新のない者はその資格を喪失する。ただし、各指導医及び指導歯科衛生士の更新をすれば、それぞれの認定資格は更新されたものとする。

第 15 条 各認定資格更新は各施行細則により行う。

第 16 条 各認定資格を有する者は、以下の事項に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 資格が更新されなかったとき
- (3) その他、理事会で認定資格を有する者として不相当と認めたとき

第 8 章 規則の変更

第 17 条 本規則を変更する場合は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第 9 章 補則

第 18 条 各種認定資格認定申請料・認定資格登録料及び認定資格更新手数料は別に定める。

附則

本規則は令和元年 6 月 22 日より施行する。

本規則は一部改正し、令和 3 年 7 月 11 日より施行する。

本規則は一部改正し、令和 6 年 6 月 17 日より施行する。